

監査公表第 660 号

住民監査請求に基づく監査の結果による平成 23 年 5 月 27 日付け勧告を受けて講じた措置について、地方自治法第 242 条第 9 項前段の規定により京都市長から通知がありましたので、同項後段の規定により、次のとおり公表します。

平成 23 年 8 月 16 日

京都市監査委員 不 室 嘉 和
同 出 口 康 雄

1 勧告の内容

平成 21 年度に交付した政務調査費のうち目的外使用額の返還について、期限を定めて該当の者に対して返還を命じるなどの必要な措置を講じられたい。

また、必要な措置を講じるに当たっては、あらかじめ、期限を定めて、自主的な収支報告書の訂正及び訂正後の収支報告書に基づく残額の返還の機会を与えられたい。

上記の措置は、平成 23 年 8 月 15 日までに講じられたい。

2 京都市長からの通知に係る事項

勧告に係る政務調査費の目的外使用額の返還を命じるに先立ち、対象とされた議員(元議員を含む。以下「議員等」という。)に対し、期限を定めて、自主的な収支報告書の訂正を求めた。

なお、収支報告書の訂正に当たっては、議員等から、追加で収支報告書に計上することとなる支出に係る証拠書類等の提出を受け、京都市政務調査費の交付に関する条例施行規程に定める基準に従い、これまでの監査結果を参考に審査を行った。

これにより、議員等から収支報告書の訂正がなされた。その結果、訂正後の収支報告書に基づき返還を要する残額は、下表の最終返還所要額欄のとおり生じなかった。

(単位：円)

氏名	勧告に係る目的外使用額	最終返還所要額
田中 セツ子	3,446	0
小林 あきろう	61,250	0

(監査事務局)